



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全国歯報

2020.8 87号

新型コロナウイルスの影響により、 第87回通常組合会中止について



7月に入り、東京都では新型コロナウイルスの新規感染者が連日100名を超え、経路不明の感染者も増加し、第2波の懸念も生じています。この現状を鑑み、第87回通常組合会は中止としました。

所轄官庁である栃木県と協議し議決事項である議案については、6月23日（火）に開催された令和2年度第1回理事会（WEB会議）の議決を理事の専決処分として対応しました。

その結果を栃木県知事の認可を得たのち、国民健康保険法により次回3月開催予定の組合会で報告することと致します。

理事長 三塚 憲二

<参考>

○国民健康保険法（理事の専決処分について）

（理事の専決処分）

第二十五条 組合会が成立しないとき、又はその議決すべき事項を議決しないときは、理事は、都道府県知事の指揮を受け、その議決すべき事項を処分することができる。

2 略

3 前二項の規定による処分については、理事は、その後最初に招集される組合会に報告しなければならない。

○国民健康保険法施行令

（組合会の会議及び議事）

第十三条 組合会の会議は、組合会議員の定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席組合会議員の過半数で決し、可否同数のときは、組合会議長の決するところによる。

2 規約の変更又は組合の解散若しくは合併に関する事項は、組合会議員の定数の三分の二以上で決する。

○厚生労働省・国民健康保険法により、栃木県からの回答

【回答】

・新型コロナウイルスの影響により組合会の開催を、組合の判断で中止することはやむを得ない。
しかしながら、組合会自体を書面開催とすることは、議決権を委任する議員がいないことや法施行令（13条1項）上認められない。

従って、組合会の開催を中止又は延期にし、4月以降に開催する場合は、理事の専決処分（25条1項）を行い、直後の組合会で報告することに加え（25条3項）、事業計画や予算等組合事業にかかわる重要な議事が理事のみで議決することに鑑み、予算執行前の3月までに組合会議員全員に議決内容を書面等により報告しなければならない。

○役員・相談役への専決処分についての通知

全国歯発 第97号
令和2年7月8日

全国歯科医師国民健康保険組合
役員・相談役 各位

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 三塚 憲

第87回通常組合会における理事の専決処分について(通知)

拝啓
猛暑の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、本組合の事業運営に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年7月12日(日)に第87回通常組合会を開催する予定としておりましたが、7月7日現在で東京都を始めとする首都圏での新型コロナウイルス感染症の感染が再び拡大し、第87回通常組合会については組合会議員の欠席届などにより、組合会の開催要件を満たさない状況となっております。
栃木県庁から組合会の開催が難しい場合は理事の専決処分でおこなうよう連絡がありましたので、第87回通常組合会の開催は中止し、議決事項である議案については国民健康保険法第25条第2項に基づき理事の専決処分とし、栃木県知事の認可を得て、国民健康保険法第25条3項に基づき、次回開催の組合会において報告することとします。
つきましては、開催直前の中止となり、大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。
なお、ホテル、交通費のキャンセル料については、本組合で負担させていただきますので、東京事務所までご連絡頂きますようお願い申し上げます。
敬具

記

第87回通常組合会において理事の専決処分とする議事

第1号議案 令和元年度歳入歳出決算について議決を求める件
第2号議案 令和元年度決算剰余金の処分について議決を求める件

○組合会議員への通知

全国歯発 第97号
令和2年7月8日

全国歯科医師国民健康保険組合
組合会議員 各位

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 三塚 憲

第87回通常組合会における理事の専決処分について(通知)

拝啓
猛暑の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、本組合の事業運営に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年7月12日(日)に第87回通常組合会を開催する予定としておりましたが、7月7日現在で東京都を始めとする首都圏での新型コロナウイルス感染症の感染が再び拡大し、第87回通常組合会については組合会議員の欠席届などにより、組合会の開催要件を満たさない状況となっております。
栃木県庁から組合会の開催が難しい場合は理事の専決処分でおこなうよう連絡がありましたので、第87回通常組合会の開催は中止し、議決事項である議案については国民健康保険法第25条第2項に基づき理事の専決処分とし、栃木県知事の認可を得て、国民健康保険法第25条3項に基づき、次回開催の組合会において報告することとします。
つきましては、開催直前の中止となり、大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。
なお、ホテル、交通費のキャンセル料については、本組合で負担させていただきますので、東京事務所までご連絡頂きますようお願い申し上げます。
敬具

記

第87回通常組合会において理事の専決処分とする議事

第1号議案 令和元年度歳入歳出決算について議決を求める件
第2号議案 令和元年度決算剰余金の処分について議決を求める件



WEBによる
理事会



議事

令和元年度 事業報告

I. 概況

新型コロナウイルス感染症は令和2年1月15日、中国・武漢市から帰国した中国人男性が国内で初めて陽性と確認されたことに端を発し、爆発的に感染が拡大し、3月11日にはパンデミック状態になった。政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく私権制限を伴う緊急事態宣言を4月7日に7都府県に発令し、その後、全都道府県対象となり、5月25日、49日間で全面解除となった。しかしながら崩壊寸前となった医療体制の構築、経済活動の停滞に対する経済対策など、国民の「命」と「暮らし」を守るという大きな不安の払拭が急務な現状である。

この経済対策は医療保険でも進められ、新型コロナ感染者への傷病手当金、保険料減免した保険者への国の支援もはかられることとなった。

例年であれば、令和2年の「骨太方針」の議論が始まり、夏には各省庁は令和3年の「概算要求」をしなければならぬ時期となったが、今年は新型コロナ感染症対策に追われており、西村経済再生担当大臣は骨太方針と概算要求の後倒しを行い、各省庁の負担を減らし、記載を絞り込むと表明した。本来であれば周知のように団塊の世代が令和4年度から75歳となり、社会保障費の800億円といわれている自然増をも盛り込んだ新たな基本方針を策定しなければならないが、社会保障審議会、医療保険部会や医療計画の見直し等に関する検討会の動きも止まった現状と相まって大きな懸念となっている。従って、骨太方針も新型コロナ感染症対策での経済再生策、延期された東京オリンピック対応、新型コロナ感染症第2波第3波の準備などが柱とならざるを得ないと考える。

II. 事業運営報告

さて、当組合は令和元年度の基本方針として、全世代型社会保障制度に対応し、組合員の健康寿命の延伸を目的に、予防・健康づくり、データヘルス改革への積極的な取り組みを掲げて運営をはかった。

また、医療制度改革関連法により、令和2年度からの国庫補助率を確定するために平成30年度所得調査を各支部の協力を基に実施した。その結果、多くの組合の補助率が軒並み減少する中、当組合は前回と同様30.0%定率補助の組合に認定された。各支部のご協力に感謝したい。しかしながら国庫補助率削減をにらみ、今後の重要な課題との認識である。

次に、予防と健康づくりを目的とした保健事業については、新たに各支部間の疾病統計に基づき、各支部間事業展開格差を是正し、健康づくり計画の共有化をはかることにより積極的に事業を推進するために「健康づくり推進部会」を設置し、講演会を催し、スキルアップをはかった。

特定健康診査・特定保健指導は、腹囲、体重、血圧、喫煙歴等から特定保健指導対象と見込まれる組合員に対して、初回面接実施を可能とするために、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券がセットになった特定健康診査受診券（セット券）を発券し受診率の向上をはかったが成果が上がらず、課題として残った。

インフルエンザ予防接種事業は、13歳未満の世帯員は2回接種法がより高い抗体価の上昇が得られることから、補助金を5,000円として対応した。

また、がん検診補助事業については、平成30年度と同様に引き続き健診受診者に対して、保険者の予防・健康インセンティブ推進事業の取り組みへの支援により健診費用の一部を補助し、一定の成果を得た。

平成31年4月1日現在、診療所を休院又は廃院されている1種組合員及び後期高齢者組合員に対し、3年に1度の資格確認を実施した。対象者284名のうち、有資格者274名、無資格者1名、調査中に死亡又は資

格喪失が10名となった。

最後となるが、令和元年度の月別の療養給付費状況をみると、例年であれば3月の療養給付費は前月比で約1億円増となるとところが、3,600万円増に留まった。これは新型コロナウイルス感染リスクを避けて、外来患者の受診抑制が作用したものと理解しているが、引き続き令和2年度の療養給付費の推移に着目したい。

令和元年度は新規事業含めて、健康寿命延伸を目指しての予防・健康づくり保健事業推進をはかったが、十分に成果が上がったとの評価はしていない。今後は令和元年度事業結果を精査考察し、健康づくりに基づいた時代に即した組合運営をはかりたい。

以下、令和元年度の事業計画に沿って報告する。

Ⅲ．事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数(平均)

種別		令和元年度	平成30年度	伸び率
組合員	1種	11,307	11,364	▲ 0.50
	2種	1,379	1,372	0.51
	3種	26,901	26,532	1.39
	計	39,587	39,268	0.81
家族	1種	19,633	20,236	▲ 2.98
	2種	1,094	1,125	▲ 2.76
	3種	3,950	3,986	▲ 0.90
	計	24,677	25,347	▲ 2.64
合計	1種	30,940	31,600	▲ 2.09
	2種	2,473	2,497	▲ 0.96
	3種	30,851	30,518	1.09
	計	64,264	64,615	▲ 0.54

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号被保険者・組合特定被保険者(平均)

種別		前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定※
組合員	1種	2,985	-	7,633	912
	2種	30	-	493	1,018
	3種	356	-	10,630	15,112
	計	3,371	-	18,756	17,042
家族	1種	1,866	1,420	6,594	1,955
	2種	23	390	123	770
	3種	355	449	668	2,328
	計	2,244	2,259	7,385	5,053
合計	1種	4,851	1,420	14,227	2,867
	2種	53	390	616	1,788
	3種	711	449	11,298	17,440
	計	5,615	2,259	26,141	22,095

※1種組合員、2種組合員で組合特定被保険者とは、主に医療法人事業所従事者。

(2) 後期高齢者組合員数 (平均)

令和元年度	平成 30 年度	伸び率
970	950	2.11

2. 保険料収納の状況

種 別	令和元年度			平成 30 年度			収納額の 伸び率
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	
基 礎 賦課額	均等割	6,241,585,700	6,237,500,500	99.93	6,271,475,000	6,267,568,800	99.94 ▲ 0.48
	所得割	2,596,871,615	2,595,189,694	99.94	2,605,476,055	2,604,026,637	99.94 ▲ 0.34
後期高齢者支援金等賦課額		2,582,731,800	2,580,960,400	99.93	2,603,701,500	2,601,998,100	99.93 ▲ 0.81
介護納付金賦課額		1,223,851,200	1,222,852,800	99.92	1,220,424,400	1,219,379,200	99.91 0.28
後期高齢者賦課額		57,835,000	57,795,000	99.93	56,695,000	56,660,000	99.94 2.00
合計		12,702,875,315	12,694,298,394	99.93	12,757,771,955	12,749,632,737	99.94 ▲ 0.43

(注 1) 滞納繰越金を含まず。

(注 2) 令和元年度保険料免除額 3種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者 (基礎賦課額 16,956,000 円、後期高齢者支援金等賦課額 35,094,800 円、合計 52,050,800 円)

3. 国庫支出金の交付状況

項 目	令和元年度	平成 30 年度	伸び率
事務費負担金	49,194,435	55,873,348	▲ 11.95
療養給付費補助金	3,315,143,195	3,537,829,228	▲ 6.29
後期高齢者支援金補助金	1,373,257,129	1,286,092,051	6.78
介護納付金補助金	707,331,351	597,022,847	18.48
出産育児一時金等補助金	109,215,000	102,950,000	6.09
高額医療費共同事業補助金	22,332,000	18,299,000	22.04
特別調整補助金	132,216,000	97,725,000	35.29
特定健康診査等補助金	3,334,000	3,933,000	▲ 15.23
災害臨時特例補助金	979,000	1,801,000	▲ 45.64
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	90,472,000	0	-
合 計	5,803,474,110	5,701,525,474	1.79

(注 1) 記載の無い国庫支出金項目については、令和元年度及び平成 30 年度共に交付金無し

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合
①組合員	7割給付
②家族	7割給付
③義務教育就学前の者	8割給付
④前期高齢者(70～74歳)	
・現役並み所得者	7割給付
・一般所得者で平成26年4月2日以降に70歳となる者	8割給付

(2) 療養給付費の給付状況

診療月	令和元年度	平成 30 年度	伸び率
4 月	628,611,875	592,714,061	6.06
5 月	558,373,930	582,623,658	▲ 4.16
6 月	585,040,012	580,841,539	0.72
7 月	620,327,233	591,203,815	4.93
8 月	632,083,245	610,994,991	3.45
9 月	595,048,686	547,162,861	8.75
10 月	647,144,173	614,626,723	5.29
11 月	623,733,144	614,531,253	1.50
12 月	660,044,990	616,549,714	7.05
1 月	642,757,390	611,850,279	5.05
2 月	602,797,162	577,884,014	4.31
3 月	635,403,882	671,291,215	▲ 5.35
合計	7,431,365,722	7,212,274,123	3.04
年間月平均	619,280,477	601,022,844	3.04

(3) 総医療費の状況

診療月	令和元年度	平成 30 年度	伸び率
4 月	891,330,695	840,736,102	6.02
5 月	793,268,467	826,490,538	▲ 4.02
6 月	829,647,784	824,493,323	0.63
7 月	878,558,040	837,242,439	4.93
8 月	896,220,539	865,642,780	3.53
9 月	842,364,716	774,917,570	8.70
10 月	916,177,946	869,983,058	5.31
11 月	881,275,671	870,727,054	1.21
12 月	931,660,721	870,590,223	7.01
1 月	910,508,653	866,335,826	5.10
2 月	854,138,156	818,966,093	4.29
3 月	898,119,166	950,794,792	▲ 5.54
合計	10,523,270,554	10,216,919,798	3.00
年間月平均	876,939,213	851,409,983	3.00

(4) 入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

① 入院時食事療養費差額の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
2	30,250	0	0	-	-

② 入院時生活療養費差額の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(5) 歯科給付の給付状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
37,490	323,177,360	36,008	298,074,906	4.12	8.42

(6) 高額療養費の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
6,341	680,210,659	6,398	660,772,930	▲ 0.89	2.94

(7) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	7,629	0	0	-	-

(8) 高額療養費外来年間合算の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
8	180,610			-	-

(9) 出産育児一時金の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,006	425,604,029	938	397,053,781	7.25	7.19

(注) 直接支払の事務費を含む。

(10) 葬祭費の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
80	17,050,000	83	18,100,000	▲ 3.61	▲ 5.80

(11) 療養費の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
23,997	97,529,101	23,597	97,381,897	1.70	0.15

(12) 移送費の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1	5,100	0	0	-	-

(13) 傷病手当金の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,626	58,312,500	1,637	56,195,000	▲ 0.67	3.77

(14) 出産手当金の支給状況

令和元年度		平成 30 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
681	84,805,500	385	43,633,500	76.88	94.36

5. 高額医療費共同事業の状況

項目		令和元年度	平成30年度	伸び率
収入	交付金	361,738,000	320,143,000	12.99
	国庫補助金	22,332,000	18,299,000	22.04
	収入合計	384,070,000	338,442,000	13.48
支出	拠出金	314,982,000	257,826,000	22.17
	支出合計	314,982,000	257,826,000	22.17
収支差額		69,088,000	80,616,000	▲ 14.30

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律 1,250,000 円】	被保険者割交付分 【被保険者 1 人当たり 1,000 円】		交付額合計
	被保険者数 (人)	交付額	
25,000,000	64,584	64,584,000	89,584,000

(2) 節目健診事業助成金の支給状況 (75 歳未満)

令和元年度		平成30年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,721	98,962,135	3,761	101,470,155	▲ 1.06	▲ 2.47

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

令和元年度		平成30年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
26,025	80,019,089	22,849	69,831,095	13.90	14.59

(4) がん検診事業助成金の支給状況

令和元年度		平成30年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
4,108	18,462,672	3,134	14,126,332	31.08	30.70

(5) 特定健診・特定保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

令和元年度				平成30年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
32,374	8,335	25.75	65,204,620	32,154	7,622	23.70	59,135,504

② 特定保健指導の実施状況

令和元年度				平成30年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
1,035	25	2.42	199,663	1,022	26	2.54	147,282

(6) 資金貸付事業の状況

高額療養費資金貸付及び出産費資金貸付事業の貸付実績無し。

(7) 医療費通知の実施状況

年 6 回 (2 カ月間の診療分ごとに通知) 実施。

(8) 後期高齢者組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

令和元年度		平成30年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
191	17,012,000	200	19,368,000	▲ 4.50	▲ 12.16

② 死亡見舞金の支給状況

令和元年度		平成30年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
59	17,700,000	58	17,400,000	1.72	1.72

③ 節目健診事業助成金の支給状況

令和元年度		平成30年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
24	666,193	27	748,004	▲ 11.11	▲ 10.94

(9) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知の実施状況
年2回（令和元年8月、令和2年2月）実施。

(10) メンタルヘルスカウンセリング利用状況

電話 11件 面接 10件 Web 2件 令和元年度合計 23件

(11) 糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症重症化予防プログラムに係る対象者（空腹時血糖 126mg/dℓ以上又はHbA1c6.5%以上）を抽出し、糖尿病受療歴がない83名に受診勧奨を行った。

7. レセプト点検事業の実施状況（平成30年度点検分）

(1) レセプト2次点検

委託料	効果額	差引額(A)	国庫補助(B)	(A) + (B)
6,913,920	9,895,130	2,981,210	6,913,000	9,894,210

※東京事務所で実施している高額レセプト点検分を含む

(2) 高額レセプト点検（令和元年度点検分）

委託料 300万円 費用については、全額国庫補助対象
再審査申請件数 161件 効果額 87,520円

8. 広報活動の実施状況

(1) 組合報「全国歯報」を年2回発行 (2) ホームページ活用の実施

9. 資格確認調査を実施

3年に1度の資格確認を実施。対象者284名のうち、有資格者274名、無資格者1名、調査中に死亡または資格喪失したものの10名。

10. 被保険者証の更新

被保険者証の一斉更新を実施。（2019年8月1日交付）

Ⅳ．事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。そのためにも各種研修会等に積極的に参加し情報収集に努めるとともに、役職員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

Ⅴ．事務研修会の開催

1. 支部事務所職員対象の研修会

(1) 日時 平成31年4月18日(木)～19日(金)

(2) 場所 KKRホテル東京

(3) 研修内容

- ①国保基幹システムについて
- ②平成31年度事務手続きについて
- ③規約及び規程等の改正について
- ④被保険者証の一斉更新について
- ⑤支部指導監督について
- ⑥がん検診について
- ⑦保健事業について
- ⑧その他給付について
- ⑨意見交換・連絡事項

2. 東京事務所職員対象の研修会

(1) 日時 令和元年8月21日(水) 10時

(2) 場所 東京事務所 地階

(3) 研修・意見交換・確認内容

- ①規約・規程集の編集について
- ②令和2年度検討事項について

Ⅵ．コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

1. コンプライアンス研修会

(1) 日時 令和元年9月4日(水) 13時00分

(2) 場所 フクラシア東京ステーション

(3) 研修内容

講演(講師:弁護士 中西真也氏)
『パワーハラスメントの事例研究』

2. 健康づくり推進部会

(1) 日時 令和元年9月4日(水) 14時45分

(2) 場所 フクラシア東京ステーション

(3) 研修内容

講演(講師:医師 浜口伝博氏)
『これからの健康保険活動について』

Ⅶ．諸会議の開催

1. 組合会

会議名	開催日			開催場所
第85回通常組合会	2019	年 7 月 21 日 (日)		フクラシア東京ステーション
第86回通常組合会	2020	年 3 月 20 日 (金)		フクラシア東京ステーション

2. 理事会

会議名	開催日			開催場所
第1回理事会	2019	年 6 月 25 日 (火)		フクラシア東京ステーション
第2回理事会	2019	年 8 月 1 日 (木)		KKRホテル東京
第3回理事会	2019	年 11 月 27 日 (水)		フクラシア東京ステーション
第4回理事会	2020	年 3 月 20 日 (金)		フクラシア東京ステーション

3. 常務会

会議名	開催日			開催場所
第1回常務会	2019	年 5 月 22 日 (水)		東京事務所
第2回常務会	2019	年 7 月 21 日 (日)		フクラシア東京ステーション
第3回常務会	2019	年 10 月 30 日 (水)		東京事務所
第4回常務会	2019	年 11 月 27 日 (水)		フクラシア東京ステーション
第5回常務会	2020	年 2 月 18 日 (火)		東京事務所

4. 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	2019年6月18日(火)	東京事務所
第2回監事会	2020年2月26日(水)	東京事務所

5. 打合会

会議名	開催日	開催場所
議長団打合会	2019年7月21日(日)	フクラシア東京ステーション
打合会	2020年3月20日(金)	フクラシア東京ステーション

6. 事務研修会

会議名	開催日	開催場所
職員事務研修会	2019年4月18日(木) ～19日(金)	KKRホテル東京

7. コンプライアンスに関する研修会

会議名	開催日	開催場所
コンプライアンス研修会	2019年9月4日(水)	フクラシア東京ステーション
健康づくり推進部会	2019年9月4日(水)	フクラシア東京ステーション

8. 報酬・給与等審議会

会議名	開催日	開催場所
報酬・給与等審議会	2019年4月9日(火)	東京事務所
報酬・給与等審議会	2019年6月4日(火)	東京事務所

Ⅷ. 関係団体の会議開催状況

1. 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	2019年4月23日(火)	栃木県国保連合会
ICTを活用した特定保健指導に関するセミナー・個別相談会	2019年5月14日(火)	栃木県庁
栃木県国民健康保険事務新任担当者等研修会	2019年5月20日(月)	栃木県庁
医療保険者等向け説明会	2019年6月17日(月)	大田区産業プラザPiO
糖尿病重症化予防プログラム研修	2019年12月16日(月)	栃木県総合文化センター
関東甲信越ブロック会議	2020年1月10日(金)	さいたま新都心合同庁舎1号館

2. 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
第三者行為損害賠償求償事務担当職員研修会	2019年5月30日(木)	栃木県国保連合会
保険者事務共同電算処理事業担当職員研修会	2019年6月4日(火)	栃木県国保連合会
特定健診等データ管理システム担当者説明会	2019年6月6日(木)	栃木県国保連合会
特定健診・特定保健指導実践者育成研修会	2019年7月9日(火)	栃木県国保連合会
令和元年特定健診等データ管理システム個別操作等研修会	2019年8月6日(火)	栃木県国保連合会
令和元年度栃木県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会	2019年8月8日(木)	栃木県国保連合会
国保KDBシステムに係る個別操作研修	2019年8月20日(火)	栃木県国保連合会
第三者行為求償事務アドバイザーによる研修及び意見交換会	2019年9月27日(金)	栃木県国保連合会
療養費適正化研修会	2019年11月28日(木)	栃木県国保連合会
保健事業専門研修会	2020年1月17日(金)	栃木県庁

3. 全協関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催場所
第73回通常総会	2019年6月14日(金)	ANAクラウンプラザホテル松山
第74回通常総会	2020年3月13日(金)	明治記念館

(2) 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部総会	2019年5月24日(金)	ホテルニューオータニ幕張
関東甲信越支部事務(局)長研修会	2019年11月22日(金)	厚生会館

(3) 研修会

会議名	開催日		開催場所
職員研修会	2019	年 7 月 11 日 (木)	全国町村会館
第 1 回事務(局)長研修会	2019	年 9 月 3 日 (火)	全国町村会館
第 1 回理事長・役員研修会	2019	年 10 月 2 日 (水)	アルカディア市ヶ谷
保健事業推進担当者研修会	2019	年 11 月 5 日 (火)	全国町村会館
第 1 回制度研究検討委員会	2019	年 12 月 16 日 (月)	TKP 品川カンファレンスセンター
事務(局)長研修会・新国保組合共通システム説明会	2020	年 1 月 10 日 (金)	全国町村会館
新国保組合共通システム操作説明会	2020	年 1 月 29 日 (水)	全協事務所
第 2 回理事長・役員研修会	2020	年 2 月 5 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

4. 全歯連関係

(1) 総会

会議名	開催日		開催場所
第 1 回通常総会	2019	年 7 月 9 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回通常総会	2020	年 3 月 4 日 (水)	書面決裁により開催

(2) 理事会

会議名	開催日		開催場所
第 1 回理事会	2019	年 5 月 28 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回理事会	2019	年 7 月 9 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 3 回理事会	2019	年 9 月 18 日 (水)	アルカディア市ヶ谷
第 4 回理事会	2020	年 2 月 4 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

(3) 監事会

会議名	開催日		開催場所
第 1 回調査委員会	2019	年 9 月 18 日 (水)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回調査委員会	2019	年 10 月 29 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第 3 回調査委員会	2019	年 12 月 17 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

(4) 委員会

会議名	開催日		開催場所
第 1 回選挙管理会	2019	年 7 月 1 日 (月)	アルカディア市ヶ谷
第 2 回選挙管理会	2019	年 9 月 18 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

5. その他

会議名	開催日		開催場所
東海信越地区歯科医師会・国保組合・全国歯科医師国保組合事務(局)長会	2019	年 6 月 14 日 (金)	静岡県歯科医師会
東海信越地区歯科医師国民健康保険組合役員連絡協議会	2019	年 10 月 26 日 (土)	名古屋東急ホテル

第1号議案 令和元年度歳入歳出決算について議決を求める件

【歳入】

- ・保険料収入医療給付費分は、前年度と比較すると 35,034,721 円減となり 8,838,637,151 円だった。均等割賦課額においては、前年度から被保険者数 351 人の減に伴い 27,372,700 円の減であった。所得割賦課額においても 7,662,021 円の減であった。医療給付費分のうち、18.79%の 1,660,796,127 円分は、前期高齢者納付金として納められている。後期高齢者支援金等賦課額は、前年度と比較して 19,829,800 円の減となり 2,582,803,200 円だった。介護納付金賦課額は、前年度と比較して 4,110,300 円増えて 1,223,939,600 円であった。後期高齢者組合員賦課額は前年度と比較して 1,150,000 円増えて 57,835,000 円だった。3 種女性一人親家庭の保険料免除者数累計は、10,322 人で 52,050,800 円の免除額であった。国民健康保険料全体としては、12,703,214,951 円で前年度比 0.39%の減であった。
- ・国庫支出金のうち国庫負担金は、前年度比 6,678,913 円減の 49,194,435 円。国庫補助金は、108,627,549 円増の 5,754,279,675 円だった。令和元年度一般分の定率分補助率は 30.4%、特定被保険者の補助率は、療養給付費補助率で 13%、後期高齢者支援金及び介護納付金補助率で 16.1%であった。

○歳入全体割合は、国民健康保険料が 57.25%、国庫支出金が 26.16%、繰越金が、14.74%、その他 1.85%となる。

【歳出】

- ・組合会費は、14,558,705 円。前年度と比較すると 535,853 円増だった。
- ・総務費全体としては、111,884,518 円増の 688,599,893 円となった。増えた主な要因は、職員退職手当金の支払い 4 名分と備品購入費 (ipad24 台、基幹システム端末 46 台、基幹システムプリンタ 23 台等購入) 及び、社会保障・税番号制度システム整備事業費の支払い (補助金対象) が伸びたため。
- ・保険給付費は、全体として 8,863,081,731 円の決算額。前年度と比較すると 312,176,293 円増えた。これに対する補助金は、約 3,315,000,000 円だが、このうち前期高齢者納付金分の約 683,500,000 円が含まれるため保険給付に使える国庫補助金は、約 2,631,500,000 円となる。保険給付費のうち療養諸費は、前年度より 221,947,417 円増え 7,596,905,704 円となった。高額療養費は、19,625,968 円増え 680,398,898 円、出産育児諸費は、28,358,308 円増え 425,604,029 円、出産手当金は、41,172,000 円増え 84,805,500 円となった。
- ・後期高齢者支援金は、前年度より 248,910,398 円増えて 3,861,401,259 円となった。前期高齢者納付金は、221,434,844 円減って 2,344,287,402 円となった。この前期高齢者納付金から前期分の補助金を引くと約 1,660,000,000 円。この分は、医療給付費分の保険料から負担しているので伸びを注視している。当組合の被保険者に対し前期高齢者の割合 (8.74%) は全国平均 (15.34%) に満たないため前期高齢者交付金は、交付されない。介護納付金は、172,042,064 円増えて 1,852,286,427 円だった。
- ・共同事業拠出金は、前年度より 57,156,000 円増えて 314,982,000 円となった。平成 15 年度から高額医療費共同事業として始められたもの。
- ・保健事業費は、前年度より 17,707,666 円増えて 414,469,370 円となった。がん検診補助金分の事業費が伸びている。
- ・諸支出金の償還金は、主に療養給付費補助金が毎年多めに入ってきているので、翌年度償還金として返還請求がきている。今年度は、382,454,850 円だった。

○歳出全体の割合としては、組合会費・総務費が 3.75%、保険給付費が 47.20%、後期高齢者支援金が 20.56%、前期高齢者納付金が 12.48%、介護納付金が 9.86%、保健事業費が 2.21%、その他 3.94%となった。

◎令和元年度の単年度決算額は、121,132,386 円の黒字であった。

令和元年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と収入済 額との比較
1. 国民健康保 険料		12,744,337,000	12,723,753,069	12,703,214,951	0	20,538,118	▲ 41,122,049
	1. 国民健康保険料	12,744,337,000	12,723,753,069	12,703,214,951	0	20,538,118	▲ 41,122,049
2. 使用料及び 手数料		1,000	39,400	39,400	0	0	38,400
	1. 手数料	1,000	39,400	39,400	0	0	38,400
3. 国庫支出金		4,172,519,000	5,803,474,110	5,803,474,110	0	0	1,630,955,110
	1. 国庫負担金	40,073,000	49,194,435	49,194,435	0	0	9,121,435
	2. 国庫補助金	4,132,446,000	5,754,279,675	5,754,279,675	0	0	1,621,833,675
4. 前期高齢者 交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1. 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5. 共同事業交 付金		225,985,000	361,738,000	361,738,000	0	0	135,753,000
	1. 共同事業交付金	225,985,000	361,738,000	361,738,000	0	0	135,753,000
6. 財産収入		19,749,000	21,673,647	21,673,647	0	0	1,924,647
	1. 財産運用収入	19,749,000	21,673,647	21,673,647	0	0	1,924,647
7. 繰入金		7,000	17,600,000	17,600,000	0	0	17,593,000
	1. 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2. 給付費等支払準備 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3. 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4. 事務所維持・拡充 積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	5. 役員退職慰労金積 立金繰入金	1,000	17,600,000	17,600,000	0	0	17,599,000
	6. 職員退職手当積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	7. 国保事業安定積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
8. 繰越金		2,200,000,000	3,269,102,402	3,269,102,402	0	0	1,069,102,402
	1. 繰越金	2,200,000,000	3,269,102,402	3,269,102,402	0	0	1,069,102,402
9. 諸収入		32,000	8,013,915	8,013,915	0	0	7,981,915
	1. 延滞金及び過料	1,000	256,529	256,529	0	0	255,529
	2. 立替収入	1,000	339,255	339,255	0	0	338,255
	3. 預金利子	24,000	35,878	35,878	0	0	11,878
	4. 雑入	6,000	7,382,253	7,382,253	0	0	7,376,253
歳 入 合 計		19,362,632,000	22,205,394,543	22,184,856,425	0	20,538,118	2,822,224,425

歳出

(単位：円)

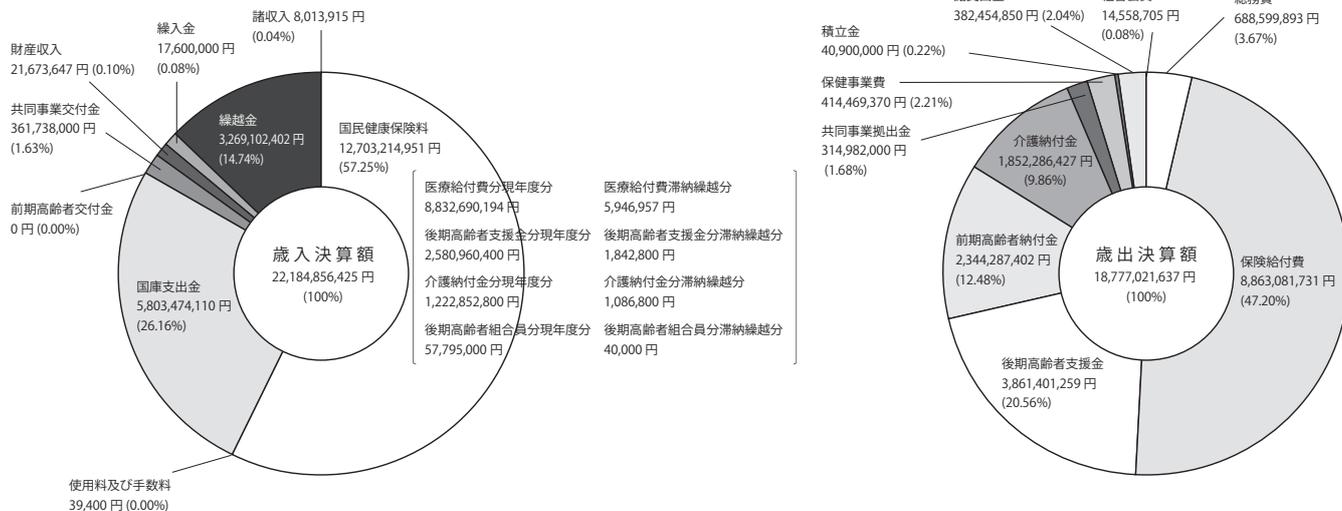
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と支出済額との比較
1. 組合会費		19,410,000	14,558,705	0	4,851,295
	1. 組合会費	19,410,000	14,558,705	0	4,851,295
2. 総務費		768,380,000	688,599,893	0	79,780,107
	1. 総務管理費	768,379,000	688,599,893	0	79,779,107
	2. 徴収費	1,000	0	0	1,000
3. 保険給付費		8,919,840,879	8,863,081,731	0	56,759,148
	1. 療養諸費	7,640,510,881	7,596,905,704	0	43,605,177
	2. 高額療養費	681,391,269	680,398,898	0	992,371
	3. 移送費	1,000,000	5,100	0	994,900
	4. 出産育児諸費	425,605,229	425,604,029	0	1,200
	5. 葬祭費	20,460,000	17,050,000	0	3,410,000
	6. 傷病手当金	66,068,000	58,312,500	0	7,755,500
	7. 出産手当金	84,805,500	84,805,500	0	0
4. 後期高齢者支援金等		3,866,530,000	3,861,401,259	0	5,128,741
	1. 後期高齢者支援金等	3,866,530,000	3,861,401,259	0	5,128,741
5. 前期高齢者納付金等		2,346,816,000	2,344,287,402	0	2,528,598
	1. 前期高齢者納付金等	2,346,816,000	2,344,287,402	0	2,528,598
6. 介護納付金		1,853,769,000	1,852,286,427	0	1,482,573
	1. 介護納付金	1,853,769,000	1,852,286,427	0	1,482,573
7. 共同事業拠出金		323,329,000	314,982,000	0	8,347,000
	1. 共同事業拠出金	323,327,000	314,982,000	0	8,345,000
	2. 共同事業負担金	2,000	0	0	2,000
8. 保健事業費		643,199,000	414,469,370	0	228,729,630
	1. 特定健康診査等事業費	78,064,000	72,808,938	0	5,255,062
	2. 保健事業費	565,135,000	341,660,432	0	223,474,568
9. 積立金		41,304,000	40,900,000	0	404,000
	1. 積立金	41,304,000	40,900,000	0	404,000
10. 諸支出金		382,454,850	382,454,850	0	0
	1. 償還金	382,454,850	382,454,850	0	0
11. 予備費		197,599,271	0	0	197,599,271
	1. 予備費	197,599,271	0	0	197,599,271
歳 出 合 計		19,362,632,000	18,777,021,637	0	585,610,363

歳入合計 22,184,856,425

歳出合計 18,777,021,637

差引残高 3,407,834,788

令和元年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



財産状況報告 (令和元年度末)

1. 積立金

科目	金額(円)
① 特別積立金	1,903,090,000
② 給付費等支払準備金積立金	1,064,772,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所維持・拡充積立金	246,325,000
⑤ 役員退職慰労金積立金	8,867,164
⑥ 職員退職手当積立金	252,665,808
⑦ 国保事業安定積立金	3,000,000,000
合計	6,600,719,972

2. 固定資産

科目	金額(円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

3. 什器備品

(1) 備品目録 (東京事務所)

品目	数量
ウォッシュレット	3
パソコン・ウイルス対策機器	1
新基幹システム用端末機	15
新基幹システム端末機 (データセンタ設置)	1
新基幹システムルータ機器 (データセンタ設置)	1
レーザープリンタ	3
パソコン	4
タブレット型情報端末	34
統合専用端末	1

(2) 備品目録 (支部事務所)

支部名	品目	数量
栃木県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
山梨県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
青森県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
岐阜県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
富山県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	ファクシミリ	1
滋賀県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
京都府	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	3
	カードプリンタ	1
岡山県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
山口県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
鳥根県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
鳥取県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
香川県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
徳島県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
高知県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	ファクシミリ	1
新潟県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
岩手県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
石川県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
長野県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
福井県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
沖縄県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1

第2号議案 令和元年度決算剰余金の処分について議決を求める件

令和元年度歳入歳出決算

歳入合計 22,184,856,425 円

歳出合計 18,777,021,637 円

決算剰余金 3,407,834,788 円

上記剰余金を下記のとおり処分する。

令和2年度繰越金 3,407,834,788 円

監査報告

滝澤常務監事より令和2年6月16日に東京事務所にて開催された監事会において、清永公認会計士により、歳入・歳出決算事項別明細書、預金残高含めて適正に処理されている旨の監査報告書について別紙のとおり報告された。

監事2名（内1名の監事はWEBを利用しリモート参加）は関係の役員職の立ち合いの中で、規約第49条により、令和元年度の経理状況および財政の状況を監査し、各銀行残高証明書等を照合した結果、適正に処理されているものと認め、業務執行に関しては適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は認められなかった、と報告。監査報告書意見書についても、別紙のとおり報告された。



監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 三塚 憲二 殿

令和 2年 6月 16日

東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 清永 秀一 

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業会計における歳入・歳出決算事項別明細書について監査いたしました。
この監査に当って、私は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施しました。
監査の結果上記の明細書は組合の諸規程に従って上記期間の資金収支を適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 三塚 憲二 殿

令和 2年 6月 16日

東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 清永 秀一 

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の令和2年3月31日現在における諸積立金および事業会計の預金等の残高について監査しました。
監査の結果諸積立金および事業会計の預金等の残高は下記のとおりであることを報告いたします。

記

1. 特別積立金	金 1,903,090,000 円
2. 給付費等支払準備金積立金	金 1,064,772,000 円
3. 別途積立金	金 125,000,000 円
4. 事務所維持・拡充積立金	金 246,325,000 円
5. 役員退職慰労金積立金	金 8,867,164 円
6. 職員退職手当積立金	金 252,665,808 円
7. 国保事業安定積立金	金 3,000,000,000 円
8. 事業会計預金残高	金 3,653,660,041 円
合 計	金 10,254,380,013 円

監査報告書

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 三塚 憲二 様

令和 2年 6月 16日

常務監事 滝澤 隆 
監 事 右田 信行 

本日、東京事務所会議室におきまして、私共監事2名は、関係役職員の立会いを得まして、規約第49条により、令和元年度（平成31年4月1日より令和2年3月31日まで）の経理状況及び財産の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照合をいたしました結果、適正に処理されているものと認めました。

また、業務執行に関して適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は、認められませんでした。

令和2年6月16日

監査報告意見書

全国歯科医師国民健康保険組合
理事長 三塚 憲二 様

常務監事 滝澤 隆 
監 事 右田 信行 

監査の概要

令和元年度開催の理事会及び通常組合会に全て出席し、各担当理事より事業報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、当該事業年度に係る事業が適正に執行されていることを確認しました。
また、私共監事は、令和2年6月16日(水)、東京事務所 3F会議室において鈴木会計担当副理事長、齊藤専務理事、並びに清永会計士の立ち会いのもとに、令和元年度の業務全般及び会計についての監査を行いました。

① 業務に関する意見

- 業務全般について規約に従い、適正に運営されたものと認めました。
- インフルエンザ予防接種を受けた1種組合員(後期高齢者組合員を除く)、2種組合員、3種組合員及び組合員の世帯に属する世帯員に対して人当たり3,000円を、13歳未満に対しては、5,000円を限度として補助することとしたことについて評価しました。
- 特定健康診査当日に、特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、初回面接実施を可能とするため、特定保健診査受診券(セット券)を発行し被保険者が保健指導を受けやすくなったことについて評価しました。
- 国保組合の国庫補助金を定めるために行われる所得調査に対して、他の国保組合のように所得調査対象組合員に対して、連絡、同意もないうまく調べたことをせず、該当組合員に理解を求める努力をして、根拠強く所得調査に対する協力をお願いをし、協力の同意を頂いた者に対してのみ所得調査を行なったことを評価しました。
- 健康づくり推進部会を立ち上げ、各支部に担当役員を設け、保健事業と医療費削減についての取り組みを始めたことについて評価しました。

② 会計に関する意見

- 会計事業に対しても、健全な運営がされていると認めました。
- 積立金の運用や、無駄な支出を抑えるなど、組合の健全運営に心がけ、平成28年度から4年度間保険料を据え置いたことについて評価しました。
- 各種積立金において法定積立額は、適正に保有されていることを確認しました。
- 年4回の残高証明の照合では会計士の他に担当役員にも確認することを前回より継続して実施されていることを確認しました。

③ コンプライアンスに関する意見

- 令和元年9月4日(水)13時～ フラシア東京ステーションにて、コンプライアンス担当支部役員にコンプライアンス研修会を実施したことを評価しました。

④ 健康づくり推進部会研修会に関する意見

- 令和元年9月4日(水)14時45分～ フラシア東京ステーションにて、健康づくり推進部会担当役員に健康づくり推進部会研修会を実施したことを評価しました。

⑤ 情報セキュリティ

- 各種事務所の情報セキュリティ対策として、「経済産業省受託事業中小企業情報セキュリティ対策支援事業」によるセルフチェックリストを活用し対策していることについて評価しました。

⑥ 保健事業に関する意見

- 保健事業をより一層充実させて頂くことを望みます。

⑦ その他

- 新型コロナウイルス感染拡大の中、令和2年3月20日(金)にソーシャルディスタンスを考慮した組合会を開催したことを評価するとともに、今後も、新型コロナウイルス感染症予防に積極的に対処することを望みます。
- 今年の10連休という長期休日に対して、被保険者の利便性を考え、東京事務所のみ4月30日、5月2日の両日を休日勤務としたことについて評価しました。

理事の専決処分について

① 地区拡張について

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正 新旧条文比較対照表

(下線部分が改正部分)

改 正	現 行
別 表 1 (規約第4条関係)	別 表 1 (規約第4条関係)
栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県	栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県
別 表 2 (規約第4条関係)	別 表 2 (規約第4条関係)
宮城県 気仙沼市、登米市、栗原市	宮城県 気仙沼市、登米市、栗原市
秋田県 大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町	秋田県 大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町
山形県 鶴岡市、小国町	山形県 鶴岡市、小国町
福島県 郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県 郡山市、西郷村、白河市、泉崎村
茨城県 古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町	茨城県 古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、八千代町
群馬県 桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、 大泉町、邑楽町	群馬県 桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、 大泉町、邑楽町
埼玉県 さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市	埼玉県 さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、川越市
東京都 八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区 <u>千代田区</u>	東京都 八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、港区
神奈川県 相模原市	神奈川県 相模原市
静岡県 御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県 御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県 名古屋市の一部、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、 大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、 北名古屋市の一部、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市	愛知県 名古屋市の一部、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、 大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、 北名古屋市の一部、大口町、豊田市、刈谷市、岡崎市、あま市
三重県 津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町	三重県 津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、川越町
大阪府 大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、 交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、 八尾市、豊能町、能勢町	大阪府 大阪市、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 高槻市、寝屋川市、守口市、門真市、島本町、 交野市、大東市、堺市、豊中市、摂津市、東大阪市、 八尾市、豊能町、能勢町
兵庫県 神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、 尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、 宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、 新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市	兵庫県 神戸市、宝塚市、豊岡市、丹波市、丹波篠山市、 尼崎市、伊丹市、芦屋市、西宮市、たつの市、姫路市、 宍粟市、三田市、佐用町、上郡町、太子町、 新温泉町、南あわじ市、川西市、猪名川町、明石市
奈良県 奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市	奈良県 奈良市、生駒市、斑鳩町、田原本町、天理市
広島県 広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、 東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、 三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町	広島県 広島市、福山市、府中市、尾道市、三原市、 東広島市、庄原市、神石高原町、大竹市、廿日市市、 三次市、北広島町、安芸高田市、安芸太田町
愛媛県 四国中央市、鬼北町	愛媛県 四国中央市、鬼北町
福岡県 北九州市、行橋市、水巻町	福岡県 北九州市、行橋市、水巻町
附 則	
1. この規約については認可の日から施行し、令和2年1月1日 から適用する。(別表2地区の追加 千代田区)	

② 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の規約変更について

全国歯科医師国民健康保険組規約一部改正 新旧条文比較対照表

(下線部分が改正部分)

改 正	現 行
<p>第1章 総 則 ～ 第11章 罰 則 (略)</p> <p>附 則 1 ～ 5 (略)</p>	<p>第1章 総 則 ～ 第11章 罰 則 (略)</p> <p>附 則 1 ～ 5 (略)</p>
<p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p>	
<p>6. 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を支給する。</p> <p><u>なお、この規定により支給する場合において、その期間は第15条の傷病手当金は支給しない。</u></p>	
<p>7. 「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の額は、1日につき、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3ヵ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p>	
<p>8. 「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給期間は、<u>その支給を始めた日から起算して1年6ヵ月を超えないものとする。</u></p>	
<p>(「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」と給与等との調整)</p>	
<p>9. <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p>	
<p>10. 前項に規定する者が、<u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の額より少ないときはその額と「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p>	
<p>11. 前項の規定により組合が支給した金額は、<u>当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>	
<p>附 則</p>	
<p>1. この規約については認可の日から施行し、改正後の附則第6項から第11項までの規定は、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日以降の理事長が定める日までの間に属する場合に適用することとする。</p>	

③ 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免について

全国歯科医師国民健康保険組合 保険料減免取扱規程の一部改正 新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改 正	現 行
<p>(目的) (略)</p> <p>(減免) 第2条 組合員がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害により甚大な損失を受けた場合において、その生活が著しく困難と認められた者に対する減免の基準は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 全壊、流出若しくは全焼 3ヵ月間 (2) 半壊若しくは半焼 2ヵ月間 (3) 部分壊若しくは部分焼 1ヵ月間 (4) 床上浸水30センチメートル以上 2ヵ月間 (5) 床上浸水30センチメートル未満 1ヵ月間 (6) <u>新型コロナウイルス感染症により事業又は業務を休止した場合</u> 最大14ヵ月間</p> <p>附 則 1. <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u> (第2条(6)に「<u>新型コロナウイルス感染症により事業又は業務を休止した場合</u>」を追加) 2. <u>令和2年2月1日からの保険料を対象とする。</u></p>	<p>(目的) (略)</p> <p>(減免) 第2条 組合員がその資産について、震災、風水害、落雷、火災若しくは、これに類する災害により甚大な損失を受けた場合において、その生活が著しく困難と認められた者に対する減免の基準は次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 全壊、流出若しくは全焼 3ヵ月間 (2) 半壊若しくは半焼 2ヵ月間 (3) 部分壊若しくは部分焼 1ヵ月間 (4) 床上浸水30センチメートル以上 2ヵ月間 (5) 床上浸水30センチメートル未満 1ヵ月間</p>

組合規定による保険料減免

保険料減免取扱規定 第2条(6)の取扱要綱

【保険料減免の対象者について】

- ・組合員、世帯員、同居する全国歯以外の保険者に加する家族、全国歯以外の保険者に加する従業員が新型コロナウイルスに感染し、医院を休診または休職したことにより、事業収入・給与収入が減少した組合員世帯。
- ・感染予防の観点から事業主の判断で終日休診または休職したことにより、事業収入・給与収入が減少した組合員世帯。(※支部長の承認が必要)。

【対象開始期間】

令和2年2月1日からの保険料を対象とする。

【申請者】

災害時の場合の保険料減免申請は被災した組合員本人が行うが、新型コロナウイルス感染症による保険料減免申請は休診または休職が関係するので、1種組合員が申請することとする。

【減免期間】

休診または休職期間 連続10日～31日間以内(通常の休診日を含む) 1ヵ月間
連続32日間以上(通常の休診日を含む) 2ヵ月間

【申請書類】

①新型コロナウイルス感染症による減免申請書

(新型コロナウイルス感染症による減免申請書・休診/休職用)

国民健康保険料減免申請書

保険料減免を受ける対象者 (該当字句に○印をすること)

被保険者証 記号・番号	全歯	生年月日	昭和・平成 令和 年 月 日
組 合 員 氏 名		性 別	男 ・ 女

保険料減免を受けようとする保険料

期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
納付すべき金額	円 (内訳は別紙1)
納付予定年月日 (納期延長の場合)	令和 年 月 日
納付可能金額 (減額の場合)	円

※上記の詳細内容が申請時に不明の場合は支部事務所までお問合せください。

保険料減免を必要とする理由

以下、事業主である1種組合員または後期高齢者組合員がご記入ください。

() 新型コロナウイルス感染症の影響により、休診となり事業収入が減少したため。

() 新型コロナウイルス感染症の影響により、休診または休職となり給与収入が減少したため。

休診または休職期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記のとおり規約第26・27条の適用を頂きたい申請します。

令和 年 月 日

申請者

1種 組合員 または 後期 高齢者 組合員	被保険者証 記号・番号	全歯	氏 名	印
	住 所			

全国歯科医師国民健康保険組合理事長 殿

理事長	専務理事	事務局長	係	本部受理 交付印	支部長	支部常務	係	支部受理 交付印
-----	------	------	---	-------------	-----	------	---	-------------

※組合が業務上知り得た個人情報、組合業務の目的以外に使用することはありません。

国からの財政支援による保険料減免

新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤、収入減少した組合員に係わる
国民健康保険料の免除について取扱要綱(※基準は国の財政支援による)

【保険料減免の対象者について】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った組合員世帯(主たる生計維持者が全国歯組合員または住民票上の世帯主でない場合も含む。)
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が申請時点で前年にくらべ10分の3以上減少する見込みである開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が申請時点で前年にくらべ10分の3以上減少する見込みである組合員世帯

【減免期間・対象保険料】

令和2年4月1日から令和3年3月31日(1年間)の納期限の保険料を対象とする。
※申請時期に限らず、最大12ヵ月分の保険料を減免対象とする。

【申請者】

主たる生計維持者が組合員で、死亡又は重篤の場合:代理人
医業収入算定の場合:開設又は管理者の1種組合員本人及び後期高齢者組合員
給与収入の場合 :対象組合員本人

【申請期間】

令和2年12月末日まで

【申請書類】

- 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険料減免申請書

●添付書類

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったため場合
死亡の場合 :主たる生計維持者の死亡診断書の写し
(死因に新型コロナウイルス感染症が記載されているもの)
重篤な傷病の場合 :主たる生計維持者の診断書の写し
(新型コロナウイルス感染症により1ヵ月以上の治療を要すると認められるなどの病状が著しく重いことが記載されているもの)
※主たる生計維持者が全国歯でない場合、世帯全員の住民票又は戸籍謄本

- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が申請時点で前年にくらべ10分の3以上減少かつ、今後も年間を通して10分の3以上減少する見込みである開設管理者の1種組合員世帯
・令和元年の医業収入のわかる書類(確定申告書等)の写し
・申請する連続した4ヵ月間(例:令和2年3月~6月)の詳細のわかる国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、後期高齢者医療広域連合、自費診療の収入がわかる書類や帳簿等の写し
※例えば9月申請時に、7月診療分の国保連合会等からの支払い金額が確定していない場合は、事業所が国保連合会等に請求として提出した書類を添付

- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が申請時点で前年にくらべ10分の3以上減少し、かつ、今後も年間を通して10分の3以上減少する見込みである組合員世帯
・令和元年の給与収入がわかる書類(源泉徴収票等の写し)
・申請する連続した4ヵ月間(例:令和2年3月~6月)の詳細のわかる給与明細の写し

【保険料減免期間】

令和2年4月1日から令和3年3月31日の保険料に対して

保険料減免対象	保険料減免期間
主たる生計維持者が死亡又は重篤	12ヵ月間免除
収入減少率 50%以上	12ヵ月間免除
収入減少率 40%以上50%未満	9ヵ月間免除
収入減少率 30%以上40%未満	6ヵ月間免除

(例) 所得割上限の1種組合員本人のみの世帯 医業収入が(%)減少の場合の保険料

	4月1日調定時		免除後保険料(50%)	免除後保険料(75%)	免除後保険料(100%)
	1ヵ月	年間	年間	年間	年間
所得割	32,500	390,000	195,000	97,500	0
均等割	8,600	103,200	51,600	25,800	0
後期支援	3,400	40,800	20,400	10,200	0
介護	3,900	46,800	23,400	11,700	0
合計	48,400	580,800	290,400	145,200	0

(新型コロナウイルス感染症による減免申請書・死亡又は重篤/収入減少用)

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険料減免申請書(収入等報告書)

(該当字句に○印をすること)

被保険者証番号	全歯	生年月日	昭和・平成 令和	年	月	日
組合員番号		性別	男	女		
組合員氏名						

申請理由(あてはまる口に○をいれてください。)

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った組合員世帯(主たる生計維持者が全国歯組合員または住民票上の世帯主でない場合も含む。)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が申請時点で前年にくらべ10分の3以上減少する見込みである開設管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が申請時点で前年にくらべ10分の3以上減少する見込みである組合員世帯

上記にて①の場合、医師による診断書の写しの添付が必要。
上記にて②③を選択した場合、下記の収入額についてご記入ください。添付書類も有。

令和2年分の収入見込額及び令和元年分の収入額について

- ②医業収入(国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、後期高齢者医療広域連合/自費診療の収入)
 - ③給与収入(賞与は受け取った月に加算してください。)
- 以下実績を記入してください。※国や都道府県から支給される各種給付金は含めず記載してください。

月	円	月	円
月	円	月	円

(連続する4ヵ月間を記入してください。)

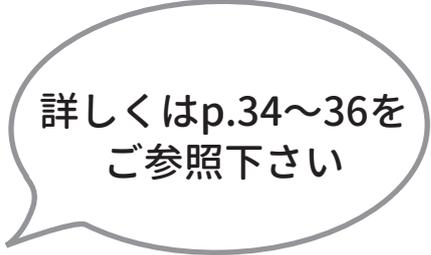
上記4ヵ月間 収入合計(A)	円	令和2年分 収入見込額 (A) × 3 = (B)	円
令和元年の 収入(C)	円	収入減少率 ((B) ÷ (C) - 1) × 100 = 1	%

上記のとおり関係書類を添えて申請します。
全国歯科医師国民健康保険組合理事長 殿
令和 年 月 日

被保険者証番号	全歯	組合員氏名	
組合員番号		(代理人)	
住所	〒		

支部 チェック表	収入 減少率	50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満
理事長	専務理事	事務局長	係	

※組合が業務上知り得た個人情報、組合業務の目的以外に使用することはありません。



報告事項

〔全国歯関係〕

●令和2年度節目健診対象者の受診期間について

令和2年度節目健診対象者に限り、受診期間を令和2年4月1日から令和4年3月31日までとした。

●令和2年度特別支部運営費交付基準支部インセンティブ交付について

1. 評価指標

指標①	(1)特定健康診査の受診率
	(2)特定保健指導の実施率
指標②	(3)がん検診の受診率

2. 交付方法

支部ごとの配点の合計点数によりインセンティブ交付予算額を案分し交付する。

3. 配点方法

国の国保組合保険者インセンティブを意識した配点【国より示される保険者インセンティブの評価指標を用いる】

【指標① (1) 特定健康診査の受診率】

※加点（最大50点）

特定健康診査の受診率（平成30年度の実績を評価※）	加点
① 第二期特定健診等実施計画期間における目標値（70％）を達成しているか。	30
② ①の基準は達成していないが、国保組合上位3割に当たる48.00％を達成しているか。	25
③ ①及び②の基準は達成していないが、受診率が全国保組合上位5割に当たる41.09％を達成しているか。	20
④ 平成29年度の実績と比較し、受診率が3ポイント以上向上しているか。	20

【指標① (2) 特定保健指導の実施率】

※加点（最大50点）

特定健康診査の受診率（平成30年度の実績を評価※）	加点
① 第二期特定健診等実施計画期間における目標値（30％）を達成しているか。	30
② ①の基準は達成していないが、国保組合上位3割に当たる6.52％を達成しているか。	25
③ ①及び②の基準は達成していないが、受診率が全国保組合上位5割に当たる3.23％を達成しているか。	20
④ 平成29年度の実績と比較し、受診率が5ポイント以上向上しているか。	20

【指標② (1) がん検診受診率】

※加点（最大50点）

特定健康診査の受診率（平成30年度の実績を評価※）	加点
① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診すべてを実施しているか。	15
② 5つのがん検診（※）の平均受診率が全国保組合の上位5割に当たる13.21％を達成しているか。 ※5つすべてのがん検診を実施していない場合を含む。	15
③ 平成29年度の実績と比較し、平均受診率が1ポイント以上向上しているか。	15

●令和2年度支部インセンティブ点数表及び交付額（平成30年度実績）

支部番号	支部名	特定健康診査				特定保健指導				がん検診			点数合計	点数を按分	インセンティブ交付額
		①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③			
1	栃木									15			15	2.46	492,000
2	山梨			20	20					15			55	9.02	1,803,000
3	青森												0	0.00	0
4	岐阜				20			20		15			55	9.02	1,803,000
5	富山							20		15			35	5.74	1,148,000
6	滋賀			20						15			35	5.74	1,148,000
7	京都									15			15	2.46	492,000
8	岡山									15	15		30	4.92	984,000
9	山口									15			15	2.46	492,000
10	鳥根								20	15			35	5.74	1,148,000
11	鳥取									15			15	2.46	492,000
12	香川									15			15	2.46	492,000
13	徳島									15			15	2.46	492,000
14	高知									15			15	2.46	492,000
15	新潟						25		20	15			60	9.84	1,967,000
16	岩手				20					15	15		50	8.20	1,639,000
17	石川							20					20	3.28	656,000
18	長野			20						15			35	5.74	1,148,000
19	福井			20	20			20	20	15			95	15.57	3,112,000
20	沖縄												0	0.00	0
合計													610	100.00	20,000,000

●令和元年度療養給付費の状況について

例年は年度末の3月に療養給付費が大幅に伸びるが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあるのか対前年比5.35%減となり1年間で約74億3,100万円となり、予算額74億7,100万円の予算内に収る結果となった。

●令和元年度メンタルヘルスカウンセリング利用状況について

令和元年度は計23回の利用があった。そのうち電話でのカウンセリングは11回、面談は10回、WEBは2回であった。

●令和元年度高額レセプト点検について

全国歯では、平成29年度より連合会にて第二次審査までを既に終えた高額なレセプト（1万9,200点以上）を対象に第三次審査を行っている。個別に契約した専門知識のある方へ依頼し、最終的に令和元年度は全部で161件疑義をかけた。そのうち原審通りであったレセプトは139件、査定し直されたのは18件、医療機関へ返戻されたのは3件、連合会対応中のものは1件、効果額としては、87,520円であった。

●令和元年度出産手当金の状況について

平成30年度から支給開始となった新規事業である。令和元年度は計681件の申請があり、月平均57件の申請があった。総額8,400万円程を歳出した。1人あたり約124,530円支給した計算となる。(満額支給は135,000円)

●令和2年度会議開催日程について

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所
2020年 (令和2年)	8月	20日(木)	東京事務所事務研修会	10:00	東京事務所
		26日(水)	職員事務研修会	13:30	WEB
	9月	17日(木)	コンプライアンス研修会 健康づくり推進部会	13:00	WEB
	10月	28日(水)	第3回常務会	13:30	WEB
	11月	18日(水)	第4回常務会 第2回理事会	11:00 13:00	フクラシア東京ステーション WEB
2021年 (令和3年)	2月	16日(火)	第5回常務会	13:30	東京事務所
		24日(水)	第2回監事会	15:00	東京事務所
	3月	9日(火)	第3回理事会	13:30	フクラシア東京ステーション
		28日(日)	第6回常務会 第2回議長団打合せ 第88回通常組合会	11:00 12:00 13:00	フクラシア東京ステーション

※新型コロナウイルス感染症の影響で変更になる可能性があります。

●令和2年度コンプライアンス研修会・健康づくり推進部会の実施について

本年度の研修会、推進部会はWEBにて配信する予定(令和2年9月17日開催予定)

①コンプライアンス研修会

研修内容

『SNSによる誹謗中傷について』

講師：中西真也弁護士



中西 真也弁護士「プロフィール」

2008年 東京大学法学部卒
2010年 東京大学法科大学院卒 司法試験合格
2011年 最高裁判所司法研修所司法修習終了
2012年 米津・逢坂法律事務所
2014年 当組合顧問弁護士(4月～)

②健康づくり推進部会

研修内容

『未定』

講師：恒石美登里先生



恒石 美登里「プロフィール」

1996年 岡山大学歯学部卒業
1998年 岡山大学歯学部予防歯科学講座助手
2006年 博士(歯学)(岡山大学)
2007年 日本歯科総合研究機構 常勤研究員
2012年 東京医科歯科大学 健康推進歯学
非常勤講師(現在に至る)
2013年 日本歯科総合研究機構
主任研究員(現在に至る)
2017年 公益財団法人8020推進財団
理事(現在に至る)

●令和2年度支部指導監督の実施について

新型コロナウイルス感染症による感染拡大を考慮し、後日報告する。

〔全協関係〕

1. 会議等の報告について

6月18日に北海道で総会が行われる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の関係で中止となり、書面決議となった。

〔全歯連関係〕

・令和2年度第1回通常総会等について（R2年10月21日）

広島県開催→中止 書面決議に変更

・令和2年度調査委員会に対する諮問事項等について

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免、傷病手当金の支給について等調査する。

事前質問

Q 全世界を恐怖と混乱の渦に陥れている新型コロナウイルス感染症も、わが国ではようやく終息に向けた兆しが見え始め、4月7日に発令された緊急事態宣言も5月25日までには全都道府県で解除されましたが、早くも第2波の流行に対する懸念が高まっています。

また、報道等で歯科医療からの感染リスクがあるという誤った風評が拡散される中、全歯科医療従事者の努力下、これまで歯科治療を通じて患者さんの感染の報告は一例もないものの、“With Corona”、コロナは常に隣にいるという緊張状態はこれからも続くこととなります。

そこで、社会が平穏を取り戻しつつある今こそ、全組合員の抗体検査を実施し、無症状者からの感染を未然に防ぎ、歯科医院がクラスターとならない対策を講ずる必要があると考えます。

このため、新型コロナウイルス抗体検査を保健事業として至急検討・実施していただきたいと考えます。

（富山県支部 山田 雅敏議員）

A 保健事業は国民健康保険法の中で、被保険者の健康保持増進のために必要な事業を行うと位置付けられており、被保険者の新型コロナウイルス感染の予防についての措置は講じる必要があると認識しています。

ご指摘の抗体検査は、感染の疫学的調査を行う場合に有効とされており、新型コロナウイルス感染の蔓延状況を解析し、集団免疫を確認するものであり、抗体検査の結果データから、職種や地域による感染リスクの違いなど、今後、感染対策を実施する上で役立つ指針が見いだせる可能性があると思われます。今日現在、歯科診療所内で患者から歯科医療従事者への感染報告はなく、いかに歯科診療所内において感染予防に努めているかという意味では、立証できるかもしれません。

しかしながら、このような疫学的調査を行うにあたっては、個人情報管理、調査結果の分析など慎重に検討すべき点が多くあり、調査し公表するためには倫理委員会等の審査も必要となってきます。

従って、感染予防の観点からのご指摘の必要性は充分認識しているところでありますが、抗体検査実施にあたっては議論すべき点が多くあり、今後、新型コロナウイルス感染症の疫学的調査の動向にも注視していき、現在進行中であるワクチン開発を待ち、早い段階で保健事業の中に新型コロナウイルス予防接種費用の一部補助等を組み入れたいと考えています。

令和2年 春の叙勲受章者

やま した きよひろ
山下 喜世弘 先生（昭和22年9月30日生）

【受章種別】 旭日小綬章

【功劳種別】 保健衛生功劳

【表彰歴】

平成21年 1月 香川県学校保健会会長表彰
(学校歯科保健功劳)
平成22年 5月 香川県知事表彰 (医療功劳)
平成25年 11月 厚生労働大臣表彰 (公衆衛生事業功劳)
平成28年 3月 日本学校歯科医会会長表彰 (永年功劳)



【略歴】

・香川県歯科医師会関係

平成6年 4月 1日～平成6年 5月 18日 常務理事
平成6年 5月 19日～平成12年 3月 31日 専務理事
平成12年 4月 1日～平成21年 3月 31日 会長

・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (本部)

平成23年 4月 1日～平成25年 7月 31日 理事
平成25年 8月 1日～平成29年 7月 31日 常務理事
平成29年 8月 1日～現在 副理事長

・全国歯科医師国民健康保険組合関係 (香川県支部)

平成23年 4月 1日～現在 支部長

・日本歯科医師会関係

平成9年 4月 1日～平成12年 3月 31日 理事
平成12年 4月 1日～平成15年 3月 31日 代議員
平成15年 4月 1日～平成16年 5月 21日 副会長
平成16年 5月 21日～平成18年 3月 31日 副会長
平成18年 4月 1日～平成21年 3月 31日 代議員

・審議会関係

平成元年 4月 1日～平成3年 5月 31日 香川県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員
平成12年 12月 1日～平成20年 3月 31日 香川県地方社会保険医療協議会委員
平成12年 4月 1日～平成21年 3月 31日 香川県社会保険診療報酬支払基金幹事
平成15年 4月 1日～平成21年 3月 31日 香川県健康づくり審議会委員
平成20年 10月 1日～平成22年 9月 30日 四国地方社会保険医療協議会委員

令和2年 春の叙勲受章者

たき ぎわ たかし
滝 澤 隆 先生（昭和19年6月5日生）

【受章種別】 旭日小綬章

【功勞種別】 保健衛生功勞

【表彰歴】

平成15年11月 日本歯科医師会会長表彰
平成16年11月 厚生労働大臣表彰(歯科保健事業功勞)

【略歴】

・長野県歯科医師会関係

平成3年3月1日～平成6年2月28日 代議員
平成12年4月1日～平成15年3月31日 常務理事
平成15年4月1日～平成21年3月31日 副会長
平成21年4月1日～平成25年6月18日 会長

・長野県歯科医師連盟関係

平成21年4月1日～令和元年6月30日 会長
令和元年7月1日～現在 顧問

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

平成18年4月1日～平成23年3月31日 組合会議員
平成23年4月1日～平成25年7月31日 理事
平成25年8月1日～平成27年7月31日 監事
平成27年8月1日～現在 常務監事

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（長野県支部）

平成21年4月1日～平成25年7月31日 支部長

・日本歯科医師会関係

平成21年4月1日～平成25年6月30日 代議員

・日本歯科医師連盟関係

平成18年4月1日～平成21年3月31日 理事
平成23年4月1日～平成25年6月30日 理事
平成25年7月1日～平成27年6月30日 評議員
平成27年7月1日～令和元年6月30日 監事

・審議会関係

平成元年6月1日～平成7年5月31日 長野県社会保険診療報酬請求書審査委員会委員
平成15年5月1日～平成25年4月30日 関東信越地方社会保険医療協議会臨時委員
平成21年4月1日～平成25年6月18日 長野県医療審議会委員、医療法人部会会長
平成21年4月1日～平成25年6月18日 長野県社会保険診療報酬支払基金幹事



富山県支部

平成 27 年 3 月、待望の北陸新幹線が開通し 5 年が経過しました。東京から富山までは最速 2 時間 8 分、利便性が格段にアップすることで首都圏からの観光客が増加しています。

富山県のシンボルといえば、3,000m 級の山が連なる立山連峰。季節ごとにダイナミックな自然が楽しめることはもちろん、立山黒部アルペンルートや世界文化遺産の五箇山合掌造り集落や国宝瑞龍寺などの多彩な歴史・文化、寒ブリやホタルイカ・シロエビなどの「キトキト」で美味しい海の幸・山の幸など、富山ならではの多彩な魅力があります。

毎年 9 月 1 日から 3 日にかけて行われる「おわら風の盆」は、今も昔も多くの人々を魅了します。涼しげな揃いの浴衣に、編笠の間から少し顔を覗かせたその姿は、実に幻想的であり優美で、山々が赤くもえる夕暮れを過ぎると、家並みに沿って並ぶぼんぼりに淡い灯がともります。唄い踊り、その町流しの後ろには、哀愁漂う音色に魅せられた人々が 1 人、また 1 人と自然につらなり、闇に橙色の灯が浮かび上がり、誰もがおわらに染まっていきます。

しかし、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、残念ながら「おわら風の盆」は中止が決まっていますが、秋が深まるとズワイガニ漁が解禁となり、寒ブリ漁も始まります。ようやく県をまたぐ移動も可能となりましたので、ゆっくりと富山の魅力を堪能していただきたくご来県をお待ちしています。



さて、富山県では、昭和 37 年 11 月 1 日に富山県歯科医師国民健康保険組合を設立し、昭和 53 年 4 月 1 日の全国歯科医師国民健康保険組合創設と同時に加入しております。令和 2 年 8 月現在の被保険者数は、1 種組合員 420 名・家族 714 名、2 種組合員 28 名・家族 21 名、3 種組合員 916 名・家族 114 名、後期高齢者組合員 56 名の計 2,269 名となっています。

富山県支部の保健事業は、人間・脳ドック健診の斡旋、ヘリカル C T 肺がん健診、HB s 抗原・抗体検査、早期のがんを発見することができるマイクロアレイ血液検査を取入れ、生活習慣の見直しを行い、病気の発症を未然に防ぐこと、また病気を早期に発見して、機を逸することなく早期に治療を行うことを推奨しています。

さらに本年度は、組合員に、新型コロナウイルス感染予防のため、フェイスシールドを配布し、安心安全な歯科医療の一助としていただきました。



後列
前列 城野利盛監事

山田雅敏理事
安田篤監事

城川和夫理事
山崎安仁支部長

山田隆寛理事
野田修副支部長

山本尚靖常務理事

滋賀県支部

滋賀県は県土の約6分の1を占める日本最大のマザーレーク（琵琶湖）を有し、近畿1,400万人もの人々の水瓶です。琵琶湖ではビワマス、セタシジミ、ニゴロブナの固有種も多く見られ、それを使って刺身や健康に良い発酵食品のなれ寿司（フナ寿司）、日本三大牛の近江牛等の名産品があります。

琵琶湖は古来軍事や交通の要でした。天智天皇が建都した近江大津京や安土山には織田信長による日本初の本格的な石垣と大型天守を持つ安土城があり、今もその城跡が残っています。豊臣秀吉が初めて城主となった長浜や、徳川幕府の諸大名、井伊直弼の国宝彦根城もあります。また、日本古代最大の内乱、壬申の乱、戦国時代の姉川の戦い、賤ヶ岳の戦い等歴史を動かした舞台となってきました。

近年ではNHKのテレビドラマ、信楽を舞台に信楽焼の女性陶芸家「川原喜美子」の半生を描いたスカーレット。明智光秀を祀る滋賀県大津の西教寺や明智光秀の陣太鼓がある盛安寺、歌舞伎の演目として有名な「明智左馬之助湖水渡りの碑」がNHK大河ドラマ「麒麟がくる」で紹介、放送されました。

災害が少なく、子供はすくすく成長し、多くの年齢で全国平均を上回り、17歳の男性の身長においては全国1位です。

滋賀県支部は令和2年3月末現在、1種組合員474名、家族854名、2種組合員48名、家族29名、3種組合員1,191名、家族161名、後期組合員54名の合計2,811名となっております。

支部の成り立ちの系については40年史において古藤英夫先生に寄稿して頂きましたので割愛させていただきます。

芦田欣一支部長以下、5名の理事と2名の監事、7名の運営委員の少数新鋭で頑張っております。

支部単独の事業としては、健康診断への補助や配置薬、血圧計、食品塩分測定器、口臭チェッカー、パルスオキシメーター、万歩計などの配布を行い、個人のヘルスケアに務めてもらっています。



全国歯の保険給付・保健事業

節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1) 本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2) (1)で対象になった1種組合員の配偶者（年齢問わず）
- (3) 本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、その費用の合計に対し）30,000円を限度に支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

※令和2年度節目健診対象者に限り、節目健診の受診期間を1年延長致します。

（令和2年4月1日～令和4年3月31日まで）

●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の3月31日までに支部事務所必着）

※令和2年度対象者に限り令和4年3月31日末日までに支部事務所必着

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

がん検診のご案内

がん検診を行うことにより、がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制するために検診受診者に対して検診費用の一部を補助します。

※全額実費による検査の場合のみ支給対象となります。

【がん検診の種類】 それぞれ年1回受診

- ① 胃がん検診1（胃内視鏡検査）または胃がん検診2（胃部エックス線検査）
- ② 子宮頸がん検診（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）
- ③ 肺がん検診1（胸部エックス線検査）または肺がん検診2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）
- ④ 乳がん検査（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）
- ⑤ 大腸がん検査（便潜血検査）

【対象者】

検診の種類

対象者

【支給額】

補助上限額

胃がん1	50歳以上	8,900円
胃がん2	40歳以上	6,400円
子宮頸がん	20歳以上	3,400円
肺がん1	40歳以上	1,800円
肺がん2	40歳以上	3,100円
乳がん	40歳以上	4,200円
大腸がん	40歳以上	1,300円

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の3月末日までに支部事務所必着）

- がん検診補助金支給申請書
- 対象となる検診の領収書

※人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要

仕事のストレス、人間関係の悩みについて カウンセラーに相談してみましょ。

心に悩みのある方、ストレスの解消法がわからず気持ちが沈んでいる方などは、経験豊富なカウンセラーと話をしてみましょ。あなたのお悩みについて一緒に考え、解決のお手伝いをします。まずは、お気軽にお電話ください。

全国歯メンタルヘルスカウンセリング 専用ダイヤル：0120-926-189（無料）

また全国歯のホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

◆特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向けて保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

全国歯では40～74歳の被保険者を対象に特定健診を実施しております。

対象者には令和2年4月より順次「※セット券」をお送りします。セット券を医療機関にお持ち頂くと無料で受診することが出来ます。

※セット券とは、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券がセットになった券です。

特定健康診査当日に健診機関で特定保健指導初回面接を受けて頂けます。

特定健診は集合契約している医療機関にて受診が可能です。詳しい医療機関情報についてはご用意が出来次第全国歯のホームページにてお知らせ致します。

【当日保健指導を受診希望される方へ】

現在契約機関に限られておりますのでご注意ください。

ホームページ内の『特定健診・特定保健指導について』の中の『実施機関一覧表』にあります『当日保健指導』に○が付いている医療機関でのみ同日受診が可能です。

【特定健康診査内容】

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
尿検査	

医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

※院長の皆さまへのお願い

歯科医院で実施する健康診断を受けられた従業員の方は、健診の結果から質問票（全国歯のホームページにてプリントアウトできます。）に回答いただき、全国歯がその質問票を受け取ると特定健診を受診したことになります。

医療費増加にストップをかけるために、国は特定健診・特定保健指導に力をいれ、特定健診・特定保健指導実施率により保険者が負担する後期高齢者支援金の額を加算・減算することにしてあります。保険者が負担する後期高齢者支援金が増額されると、組合員のみなさんに負担いただく保険料の増額につながる可能性があります。

大変お手数をおかけしますが、特定健診・特定保健指導の受診、質問票の返送などご協力をお願いします。

◎紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。

◎受診期間は令和3年3月31日までです。

歯科健診のご案内

歯科健診は3種組合員とその世帯員が勤務先の診療所で歯科健診を受診した場合、健診した雇用主（1種組合員）に歯科健診文書料及び指導料として受診者1人あたり500円を支給します。

組合への届出が必要なのは、こんなとき

◎交通事故や傷害事件にあったとき

交通事故や傷害事件などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。事件事故に巻き込まれた場合、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。また骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

◎資格喪失後、全国歯の被保険者証を使用して受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、保険者が負担した7割または8割の医療費について、ご本人に請求させていただきます。

また、新しい被保険者証の詳しい情報と手続きに必要な書類をご提出いただければ、保険者間調整が可能な場合があります。支部事務所までご相談ください。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入の健康保険資格喪失証明書（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名を変更したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証
（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

◎被保険者証を紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 被保険者証再交付申請書
- 被保険者証返納不能届書
- 始末書

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎退職等により組合員の資格を喪失するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておくと、被害を防ぐ有効な手段となります。

・個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）

0120-810-414

・全国銀行個人信用情報センター（銀行系）

0120-540-558

・日本信用情報機構（消費者金融系）

0570-055-955

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

●新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免について

国の財政支援 / 組合保険料減免規程により下記の対象者について国民健康保険料が減免となります。国民健康保険料が減免対象と成り得るかは、減免要件の簡易フロー図や対象者・保険料減免期間詳細表をご確認ください。各対象内容により、申請書・添付書類が異なります。支部事務所までお問合せください。(申請書は、HPからもダウンロードしていただけます。)

国民健康保険料減免要件の簡易フロー図（新型コロナウイルス感染症関係）

以下の保険料減免は、本組合の組合員資格がある期間のみ対象。
簡易的にまとめたものですので詳細は支部事務所へお問い合わせ下さい。



対象者・保険料減免期間詳細表

	対象者	詳細	保険料減免期間
①	全世帯	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡した組合員世帯(主たる生計維持者が全国歯組合員または住民票上の世帯主でない場合も含む。)	12ヵ月間免除
②	全世帯	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が重篤な傷病を負った組合員世帯(主たる生計維持者が全国歯組合員または住民票上の世帯主でない場合も含む。)	12ヵ月間免除
③	開設又は管理者世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して50%以上減少する見込みである開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯	12ヵ月間免除
④	開設又は管理者世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して40%以上50%未満減少する見込みである開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯	9ヵ月間免除
⑤	開設又は管理者世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して30%以上40%未満減少する見込みである開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯	6ヵ月間免除
⑤	給与収入世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して50%以上減少する見込みである組合員世帯	12ヵ月間免除
⑥	給与収入世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が申請時点で前年にくらべ、年間を通して40%以上50%未満減少する見込みである組合員世帯	9ヵ月間免除
⑦	給与収入世帯	新型コロナウイルス感染症の影響により、給与収入が申請時点で前年にくらべ、30%以上40%未満減少する見込みである組合員世帯	6ヵ月間免除
⑧	開設又は管理者世帯	組合員、世帯員、同居する全国歯以外の保険者に加入する家族、全国歯以外の保険者に加入する従業員が新型コロナウイルスに感染し、連続で32日間以上医院を休診したことにより、事業収入が減少(30%未満)した組合員世帯	2ヵ月間免除

⑨	給与収入世帯	組合員、世帯員、同居する全国歯以外の保険者に加入する家族、全国歯以外の保険者に加入する従業員が新型コロナウイルスに感染し、連続で32日間以上医院を休職したことにより、給与収入が減少(30%未満)した組合員世帯	2ヵ月間免除
⑩	開設又は管理者世帯	組合員、世帯員、同居する全国歯以外の保険者に加入する家族、全国歯以外の保険者に加入する従業員が新型コロナウイルスに感染し、連続で10日～31日間医院を休診または休職したことにより、事業収入が減少(30%未満)した組合員世帯	1ヵ月間免除
⑪	給与収入世帯	組合員、世帯員、同居する全国歯以外の保険者に加入する家族、全国歯以外の保険者に加入する従業員が新型コロナウイルスに感染し、連続で10日～31日間医院を休職したことにより、給与収入が減少(30%未満)した組合員世帯	1ヵ月間免除
⑫	開設又は管理者世帯	感染予防の観点から事業主の判断で、連続で32日間以上終日休診したことにより、事業収入が減少(30%未満)した組合員世帯	2ヵ月間免除
⑬	給与収入世帯	感染予防の観点から事業主の判断で、連続で32日間以上終日休職したことにより、給与収入が減少(30%未満)した組合員世帯	2ヵ月間免除
⑭	開設又は管理者世帯	感染予防の観点から事業主の判断で、連続で10日～31日間終日休診したことにより、事業収入が減少(30%未満)した組合員世帯	1ヵ月間免除
⑮	給与収入世帯	感染予防の観点から事業主の判断で、連続で10日～31日間終日休職したことにより、給与収入が減少(30%未満)した組合員世帯	1ヵ月間免除

(注) ①～⑪は、令和2年4月からの保険料が減免の対象

⑫～⑮は、令和2年2月からの保険料が減免の対象

全国歯科医師国民健康保険組合 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金のご案内

(申請前にお読みください)

●対象者

以下のすべてに該当する人

- 給与等の支払いを受けている全国歯科医師国民健康保険組合の被保険者。
- 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった。
- 上記により労務に服することができなかった期間に、労務に就くことを予定しており、労務に服することができなかったことにより給与等の全部又は一部を受けることができなかった。

以下の場合には対象となりません(例)

- 医療従事者が患者の処置にあたった際に感染した、業務命令で訪れた出張先で感染した等については、業務上の事由による労災保険の休業補償給付の対象となる可能性があるため、労働基準監督署へお問い合わせください。併給はできません。
- 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状はないが、濃厚接触の疑いがあるため出勤を自粛した。
- 出勤抑制のため事業主から自宅待機を命じられた。
- 事業主が事業を休止又は廃止した。
- 自身が事業主であり、給与等の支払いを受けていない。

●支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日。

●支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数

- ※ 給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合は、支給額の調整、または支給されない場合があります。
- ※ 1日当たりの支給額は、30,887円を上限とします(令和2年4月現在)。
- ※ 規約第15条の「傷病手当金」は支給されません。

●適用期間

令和2年1月1日～令和2年9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。

(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヵ月まで)

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては期間が延長になることがあります。

●時効

「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金」の支給申請ができることとなった日から2年間

●提出書類

以下の書類を準備してください。

●新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給申請書

<input type="checkbox"/> 組合員記入用(第1面)【必須】	<input type="checkbox"/> 記入・押印漏れはありませんか <input type="checkbox"/> 振込口座は世帯主名義になっていますか
<input type="checkbox"/> 被保険者記入用(第2面)【必須】	<input type="checkbox"/> 記入漏れはありませんか <input type="checkbox"/> 医療機関を受診していない場合、事業主の証明がありますか
<input type="checkbox"/> 事業主記入用(第3面)【必須】	<input type="checkbox"/> 記入・押印漏れはありませんか
<input type="checkbox"/> 医療機関記入用(第4面)	<input type="checkbox"/> 医療機関を受診していない場合は不要ですが、その場合は、被保険者記入用(第2面)に事業主の証明が必要です

●申請書類の請求、提出及び問合せ先

〒166-0002 東京都杉並区高円寺北2-24-2

全国歯科医師国民健康保険組合 東京事務所 給付係 宛

電話03-3336-8818

FAX03-3336-8838

までお送りください

各申請書は全国歯の
ホームページより
ダウンロードして頂けます



お薬代が節約できる

ジェネリック医薬品を選びましょう！
を使いましょう！

診療を受ける際、医師に「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いづらいこともあると思います。そんなときは「ジェネリック医薬品お願いカード」を窓口に出して、あなたの意思を伝えてください。

受診の際に 「お願いカード」を 提示しましょう

ジェネリック医薬品をご希望の際に、こちらの「ジェネリックお願いカード」を受付もしくは、受診の際にご提示ください。

(ただし、医師が「後発品への変更不可」としている場合、ジェネリック医薬品への変更はできません。)

薬局で薬を 処方してもらうときにも 「お願いカード」を

コピーして
ご使用下さい

「ジェネリックお願いカード」を
保険証や診察券、または処方せんと
一緒に提示しましょう！

○ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは

ジェネリック医薬品とは、厚生労働省の認可を得て製造販売される、新薬と同じ有効成分を含む医薬品です。

○医療費を有効活用

一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっています。ジェネリック医薬品を普及させることは患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものです。

○日本の優れた医療保険を次世代へ引き継ぐ

少子高齢化が進む日本では、今後も医療費の増大が予想されます。ジェネリック医薬品の使用は、一人ひとりの保険料の負担軽減につながるほか、優れた医療保険制度を次の世代に引き継いでいくことにも貢献します。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)差額通知書をお送りしています
当組合では、年に2回(2月、8月)ジェネリック医薬品に切り替えた場合、どのくらい安くなるのかをお知らせしています。

医師・薬剤師の皆様へ 全国歯科医師国民健康保険組合

ジェネリック医薬品

お願いカード



私はジェネリック医薬品の
処方を希望します

氏名

医師・薬剤師の皆様へ 全国歯科医師国民健康保険組合

ジェネリック医薬品

お願いカード



私はジェネリック医薬品の
処方を希望します

氏名

医師・薬剤師の皆様へ 全国歯科医師国民健康保険組合

ジェネリック医薬品

お願いカード



私はジェネリック医薬品の
処方を希望します

氏名

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。
また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

支部事務所連絡先

栃木県支部	028-648-0472	鳥取県支部	0857-23-2621
山梨県支部	055-252-6481	香川県支部	087-851-4965
青森県支部	017-777-4907	徳島県支部	088-631-3977
岐阜県支部	058-274-6110	高知県支部	088-823-7369
富山県支部	076-432-9666	新潟県支部	025-250-7755
滋賀県支部	077-523-2787	岩手県支部	019-623-1571
京都府支部	075-812-8495	石川県支部	076-251-1011
岡山県支部	086-224-7777	長野県支部	026-222-8020
山口県支部	083-928-8020	福井県支部	0776-25-6108
島根県支部	0852-24-2757	沖縄県支部	098-996-3571

ご利用
ください！

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ
<http://www.zensikokuho.or.jp>

組合員専用ページのパスワード「648077」

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご活用ください。

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818
発行人 三塚 憲二
ホームページ <http://www.zensikokuho.or.jp>
写真 スイスのベルン 連邦議事堂前の広場
撮影者 Y.S

全国歯報 No87 2020年8月号